## 陳 情 文 書 表

受理番号	陳 情 第 40 号
件 名	新潟市東区役所ロビーのサーキュレーターの適正な設置を行うよ う求めることについて
安旨	新潟市東区役所1階の執務室には、各課5台以上のサーキュレーターが配置されています。待合ロビーには配置されていませんでした。その後、マイナンバーカードの発行窓口において、混雑して暑いとの苦情があり1台設置しました。執務室の配置については、職員からの要請はなく、空調関係の計測もされず配置されました。執務室の各デスクの前は、透明な仕切り板が設置されており、ソーシャルディスタンスが図られています。サーキュレーターの待合ロビーへの設置の際には、職員からの意見が全くなかったと聞いています。待合ロビーは、高額医療費の申請者等で混雑することがあり、時には2時間待ちになります。以上のことから、市民のことを考慮した施策を実施することを求め陳情いたします。
付 年月日 委員会	令和 5 年 12 月 4 日 総務常任委員会
受理	令和 5 年 10 月 31 日 第 487 号